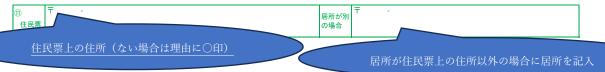
令和5年12月から住所欄の記載内容が変わります

政府は令和6年秋に現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードによる医療機関受診を行う方針を打ち出しています。このことから、健康保険法施行規則が改正され、<u>令和5年12月8日受付分から健康保険組合は被保険者及び被扶養者の方の住民票上の住所を管理する必要が生じることとなりました。</u>

資格取得届、被扶養者(変更)届、住所変更届において住民票上の住所の記載を いただくことが必須となります。

資格取得届

住民票住所欄には「住民票上の住所」を記載してください(海外在住者等、国内に住所を有しない方は、理由を〇で囲む)。実際に居住している居所が住民票上の住所以外の場合には、「居所が別の場合」欄に居所を記載してください。電子申請の場合、居所届に記入しファイルに添付してください。



被扶養者(変更)届

住民票住所欄に住民票上の住所、当該届出書の提出年1月1日の住民票住所欄に、当該届出書の提出年1月1日の住民票住所を記載してください。 居所欄には、実際に居住している居所を記入いただきます。

続柄 職業 収入 (年収) 居所 円 7.平成 被扶養者から 除かれた日 9.令和 9.令和 住民票 同上 是出年1月1日の住民票 住所 1.留学 2.同行家族 3.特定 海外特例要件該当日 海外特例要件理由 上該当理由 住民票住所を記入(必須) 左欄の住民票住所と異なる場合に記入

実際に住んでいる居所を記入

住所変更届

被保険者、被扶養者とも住民票住所、住民票住所以外の居所が変更になったとき届け出てください。

備考欄は、該当するものの□に✔を付してください。

住民票住所と居所が同じ場合の変更は住民票住所に✔してください。

住民票住所の住所変更年月日欄は住民票のとおりに記載してください。